別記様式第三（第21条関係）

（表　　面）

第　　号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第24条第１項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名

生年月日

年　　月　　日発行

文　部　科　学　大　臣　　印

（裏　　面）

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第24条　文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録施設利用促進機関に対し、その利用促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録施設利用促進機関の事務所に立ち入り、利用促進業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第29条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　略

二　第24条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とすること。